

小金井市市民参加推進会議（第65回）次第

日時 令和4年12月12日（月）午後6時30分から
場所 商工会館2階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 正副委員長の互選について
- 4 市民参加条例の概要について
- 5 推進会議の運営等について
- 6 市民参加条例運用状況等について
 - (1) 市民参加の状況について
 - (2) 前期（第8期）推進会議について
- 7 今期（第9期）の検討に向けて
- 8 次回推進会議の開催日について
- 9 閉会

■配布資料

- 資料1 第9期市民参加推進会議委員名簿
- 資料2 小金井市市民参加条例概要
- 資料3 小金井市市民参加推進会議の運営等について（案）
- 資料4 意見・提案シート（案）
- 資料5 令和4年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和4年4月1日現在）
- 資料6 令和4年度市民参加状況
- 資料7 第8期市民参加推進会議提言
- 資料8 市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

■その他配布物

- ・委嘱状
- ・市民参加条例の手引き

事前に郵送しております

- ・「承諾書」
- ・「委任状兼口座振替依頼書」については、御記入の上、お近くの事務局へお渡してください。

その際、マイナンバー（個人番号）を源泉徴収手続きのために控えさせていただきますので、マイナンバーカード等をお持ちください。

第 9 期市民参加推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

氏 名	選出区分	期数
<small>オカダ</small> 岡田 <small>カズミ</small> 一美	公募市民	3
<small>カモシタ</small> 鴨下 <small>アキコ</small> 明子		3
<small>ハシダ</small> 橋田 <small>ジョウシ</small> 壊志		2
<small>スドウ</small> 須藤 <small>ナツキ</small> 夏生		1
<small>ノザキ</small> 野寄 <small>アユミ</small> 歩		1
<small>ナカムラ</small> 中村 <small>マコ</small> 真子	市民団体代表	1
<small>ナカムラ</small> 中村 <small>アキヒロ</small> 彰宏		3
<small>ミナミ</small> 南 <small>タカユキ</small> 貴之		2
<small>シゲタ</small> 繁田 <small>ススム</small> 進	学識経験者	1
<small>カナオ</small> 金尾 <small>ユカ</small> 悠香		2
<small>アマノ</small> 天野 <small>ケンジ</small> 建司	市職員	—
<small>カワ</small> 加藤 <small>アキヒコ</small> 明彦		—

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りが無いよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
		附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
				2項	委員の任期は3期までとする。	
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請求による市民投票	18条	1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項	市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項	投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票の期日	19条	1項	市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項	告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項	市長は、市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項	市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条		市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
		投票結果の尊重	22条		市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。	
規則への委任	23条		この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条		

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整	
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	1項	日常的な協働のための拠点の設置	
				2項	活動拠点の運営等	
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	
		推進会議の 役割	27条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言	
				2項	提言及び市長の意見の公表	
		推進会議の 構成等	28条	1項	12人の委員で構成	22条 23条
				2項	公募委員	
				3項	正・副委員長の設定	
				4項	正・副委員長の任務	
		推進会議 委員の任期	29条	1項	任期2年・3期まで	
2項	補欠委員の任期					
推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条		
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任	
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。	
			2項		市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。	
		経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定	

小金井市市民参加推進会議の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加推進会議における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（全文記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置**（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (3) **「意見・提案シート」**が、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

小金井市市民参加推進会議

意見・提案シート

◆推進会議の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、企画政策課にご提出ください。次回開催の1週間前までに届いたものは、推進会議で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏 名 _____

※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。無記名の場合は参考資料として委員に配付し、インターネット等での公開は行いません。

(送付先)

小金井市企画財政部企画政策課

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9800

FAX：042-387-1224 E-mail：s010199@koganei-shi.jp

令和4年度市民参加条例対象附属機関等設置状況（令和4年4月1日現在）

資料5

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		現委員数						委員年代別内訳							委員の任期数				任期	次期改選予定	公募方法					
				委員	うち公募	合計	男性	女性	女性割合	うち公募	公募割合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	1期	2期	3期			4期～	論文作文	面接	書類審査	他	
1	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5	10	3	7	70%	5	50%	0	0	0	1	3	2	4	0	3	5	2	0	2年	令和6年1月	○	—	—	—	
2	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	5	12	6	6	50%	5	42%	0	1	1	4	4	2	0	0	6	5	1	0	2年	令和4年8月	○	—	—	○	
3	長期計画審議会	企画政策課	小金井市長期計画審議会条例	16	5	16	9	7	44%	5	31%	0	1	3	3	5	2	2	0	16	0	0	0	審事終了まで	—	○	—	—	○	
4	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0	5	4	1	20%	0	0%	0	0	0	1	2	1	1	0	3	2	0	0	2年	令和4年7月	—	—	—	—	
5	まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会	企画政策課	まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会設置要綱	9	3	9	7	2	22%	3	33%	0	1	2	0	4	1	1	0	5	4	0	0	2年	—	○	—	—	○	
6	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	3	10	8	2	20%	3	30%	0	0	1	1	4	3	1	0	7	2	0	1	2年	廃止予定	○	—	—	—	
7	行政不服審査会	総務課	行政不服審査法、行政不服審査法の施行に関する条例	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	0	3年	令和7年4月	—	—	—	—	
8	固定資産評価審査委員会	総務課	地方税法第423条	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	1	0	2	0	0	1	1	0	1	3年	委員によって異なる	—	—	—	—	
9	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0	5	3	2	40%	0	0%	0	0	0	2	0	1	2	0	0	3	0	2	2年	令和5年10月	—	—	—	—	
10	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	13	5	12	11	1	8%	5	42%	0	0	1	0	0	9	2	0	4	5	1	2	2年	令和5年10月	○	—	—	—	
11	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7	13	10	3	23%	2	15%	0	0	0	2	4	1	6	0	6	3	3	1	2年	令和6年1月	○	—	—	—	
12	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0	24	21	3	13%	0	0%	0	0	6	12	4	2	0	0	17	1	3	3	2年	令和4年10月	—	—	—	—	
13	空家等対策協議会	地域安全課	空家等対策の推進に関する特別措置法及び小金井市空家等対策協議会条例	15	2	14	11	3	21%	2	14%	0	0	1	4	5	3	1	0	6	4	4	0	2年	令和5年7月	○	—	—	—	
14	防災会議	地域安全課	防災会議条例	35	2	29	21	8	28%	2	7%	0	0	1	5	9	6	8	0	13	6	3	7	2年	随時	○	—	—	—	
15	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0	11	9	2	18%	0	0%	0	0	1	2	4	3	1	0	6	2	0	3	2年	令和5年6月	—	—	—	—	
16	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	0	2	3年	令和4年10月	—	—	—	—	
17	はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	1	2	2	1	0	4	0	0	2	2年	令和4年5月	○	—	—	—	
18	はげの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	5	0	5	5	0	0%	0	0%	0	0	0	0	2	1	2	0	0	1	1	3	2年	令和5年6月	—	—	—	—	
19	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	3	9	6	3	33%	4	44%	0	0	1	2	2	1	3	0	6	1	0	2	2年	令和5年2月	○	—	—	—	
20	市民協働推進委員会	コミュニティ文化課	市民協働推進委員会設置要綱	6	2	6	4	2	33%	2	33%	0	0	0	0	4	2	0	0	1	0	0	5	2年	令和6年2月	○	—	—	—	
21	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	10	2	8	5	3	38%	2	25%	0	0	1	1	2	3	1	0	3	2	2	1	2年	令和4年10月	—	—	○	—	
22	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あつせん条例	6	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	1	3	2	0	0	0	1	1	1	3	2年	令和5年4月	—	—	—	—	
23	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5	15	11	4	27%	3	20%	0	0	1	3	3	6	2	0	1	7	2	5	3年	令和6年12月	○	—	—	○	
24	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4	10	7	3	30%	4	40%	0	0	0	2	2	5	1	0	5	3	2	0	2年	令和6年4月	○	—	—	—	
25	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0	5	5	0	0%	0	0%	0	0	0	1	4	0	0	0	1	0	4	0	2年	令和6年4月	—	—	—	—	
26	飼い主のいない猫対策推進協議会	環境政策課	飼い主のいない猫対策推進協議会設置要綱	5	0	5	1	4	80%	0	0%	0	0	0	3	2	0	0	0	2	3	0	0	2年	令和6年4月	○	—	—	—	
27	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4	10	5	5	50%	4	40%	0	0	0	3	3	4	0	0	4	4	1	1	2年	令和5年4月	○	—	—	—	
28	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	15	5	15	9	6	40%	5	33%	0	0	0	1	4	3	7	0	3	3	5	4	2年	令和4年7月	○	—	—	—	
29	公共下水道事業審議会	下水道課	公共下水道事業審議会条例	7	3	7	4	3	43%	3	43%	0	0	0	0	1	4	2	0	1	6	0	0	2年	令和4年8月	○	—	—	—	
30	(仮称)新福祉会館管理運営計画策定委員会	地域福祉課	(仮称)小金井市新福祉会館管理運営計画策定委員会設置要綱	9	3	8	3	5	63%	2	25%	0	0	1	0	4	1	2	0	8	0	0	0	事業完了まで	—	○	—	—	—	
31	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法	7	0	7	2	5	71%	0	0%	0	0	0	4	0	3	0	0	3	3	0	1	3年	令和4年9月	—	—	—	—	
32	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	0	2	1	1	50%	0	0%	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3年	令和6年3月	—	—	—	—	
33	地域福祉推進委員会	地域福祉課	小金井市地域福祉推進委員会条例	12	4	12	5	7	58%	4	33%	0	0	0	2	3	6	1	0	12	0	0	0	3年	令和4年12月	○	—	—	—	
34	福祉有償運送運営協議会	自立生活支援課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	8	0	7	5	2	29%	0	0%	0	0	0	2	0	3	0	2	4	0	1	2	2年	令和5年12月	—	—	—	—	
35	児童発達支援センター運営協議会	自立生活支援課	児童発達支援センター条例	12	3	12	5	7	58%	3	25%	0	0	0	2	4	3	1	0	2	6	5	1	0	2年	令和6年4月	—	—	—	○
36	障害支援区分判定審査会	自立生活支援課	障害支援区分判定審査会条例	27	0	22	14	8	36%	0	0%	0	0	2	6	6	5	3	0	3	2	2	15	2年	令和5年4月	—	—	—	—	
37	地域自立支援協議会	自立生活支援課	地域自立支援協議会設置要綱	22	1	22	10	12	55%	1	5%	0	1	0	5	7	6	3	0	11	8	3	0	2年	令和4年5月	○	—	—	—	
38	小金井市精神保健福祉連絡協議会	自立生活支援課	小金井市精神保健福祉連絡協議会設置要綱	13	0	13	6	7	54%	0	0%	0	0	1	5	4	1	2	0	13	0	0	0	2年	令和5年5月	—	—	—	—	
39	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法、介護福祉条例	20	8	18	12	6	33%	6	33%	0	0	0	1	5	7	4	1	9	6	2	1	3年	令和6年10月	○	—	—	—	
40	在宅医療・介護連携推進会議	介護福祉課	小金井市在宅医療・介護連携推進会議実施要綱	17	0	16	11	5	31%	0	0%	0	0	2	3	5	2	0	4	9	2	2	3	2年	令和5年4月	—	—	—	—	
41	認知症施策事業推進委員会	介護福祉課	小金井市認知症施策事業推進委員会設置要綱	9	0	9	4	5	56%	0	0%	0	0	0	3	4	2	0	0	1	4	4	0	2年	令和5年4月	—	—	—	—	
42	生活支援事業協議会	介護福祉課	小金井市生活支援事業協議会設置要綱	7	0	7	2	5	71%	0	0%	0	0	0	0	5	0	2	0	4	2	0	1	2年	令和5年4月	—	—	—	—	
43	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5	15	12	3	20%	5	33%	0	0	2	3	2	4	4	0	5	1	3	6	2年	令和6年1月	○	—	—	—	
44	食育推進会議	健康課	食育基本法、食育推進基本条例	16	5	16	6	10	63%	5	31%	0	0	1	6	6	1	2	0	7	6	3	0	2年	令和6年1月	○	—	—	—	
45	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	7	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	1	0	2	3	0	0	2	0	3	1	2年	令和5年3月	—	—	—	—	
46	子ども・子育て会議	子育て支援課	子ども・子育て会議条例	15	5	15	7	8	53%	5	33%	0	0	3	5	4	2	1	0	5	6	3	1	2年	令和5年8月	○	—	—	—	
47	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2	9	0	9	###	1	11%	0	0	2	1	6	0	0	0	7	2	0	0	2年	令和5年5月	○	—	—	—	
48	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25	0	24	19	5	21%	0	0%	0	0	3	6	8	5	2	0	14	4	3	3	2年	令和5年7月	—	—	—	—	
49	児童館運営審議会	児童館課	児童館条例	10	3	10	5	5	50%	3	30%	0	1	1	2	3	3	0	0	5	3	1	1	2年	令和5年7月	○	—	—	—	
50	子どもオンブズパーソン	児童青少年課	子どもオンブズパーソン設置条例	3	0	2	1	1	50%	0	0%	0	0	0																

N0	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定 数		現 委 員 数						委 員 年 代 別 内 訳								委 員 の 任 期 数				任 期	次 期 改 選 予 定	公 募 方 法			
				委 員	う ち 公 募	合 計	男 性	女 性	女 性 割 合	う ち 公 募	公 募 割 合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不 明	1 期	2 期	3 期	4 期 ~			論 文 作 文	面 接	書 類 審 査	他
55	地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19	5	19	18	1	5%	5	26%	0	0	1	6	8	1	3	0	5	7	2	5	2年	令和5年4月	○	—	—	—
56	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	0	20	18	2	10%	0	0%	0	0	1	3	6	7	3	0	8	8	3	1	2年	令和4年5月	—	—	—	—
57	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	10	0	10	10	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	3	7	0	3	2	1	4	5年	令和7年9月	—	—	—	—
58	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	3	0	3	3	0	0%	0	0%	0	0	0	1	0	2	0	3	0	0	0	0	事業完了まで	無	—	—	—	—
59	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	0	4	2	2	50%	0	0%	0	0	0	0	1	3	0	2	1	0	1	4年	令和6年12月	—	—	—	—	
60	監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	3	0	3	2	1	33%	0	0%	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	4年	委員により異なる	—	—	—	—
61	教育委員会	庶務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4	0	4	3	1	25%	0	0%	0	0	0	0	2	2	0	2	2	0	0	4年	令和4年7月	—	—	—	—	
62	いじめ問題対策委員会	指導室	いじめ防止対策推進条例	5	0	5	2	3	60%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	2年	令和5年3月	—	—	—	—
63	小金井市学校運営協議会 緑小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	13	7	6	46%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	2年	令和5年3月	○	—	—	—
64	小金井市学校運営協議会 一小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	12	4	8	67%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2年	令和6年3月	○	—	—	—
65	小金井市学校運営協議会 前原小	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	13	5	8	62%	2	15%	0	0	0	0	0	0	0	13	13	0	0	0	2年	令和6年3月	○	—	—	—
66	小金井市学校運営協議会 南中	指導室	小金井市学校運営協議会に関する規則	15	2	12	6	6	50%	2	17%	0	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	2年	令和6年3月	○	—	—	—
67	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	1	2	3	1	3	0	3	4	2	1	2年	令和5年9月	○	○	○	—
68	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0	6	5	1	17%	0	0%	0	0	0	0	0	3	3	0	1	0	2	3	2年	令和4年5月	—	—	—	—
69	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0	7	6	1	14%	0	0%	0	0	1	2	4	0	0	1	2	1	3	3年	令和4年8月	—	—	—	—	
70	玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会	生涯学習課	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会設置要綱	4	0	4	4	0	0%	0	0%	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4	1年	令和4年9月	—	—	—	—
71	放課後子どもプラン運営委員会	生涯学習課	小金井市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱	19	0	19	10	9	47%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	19	6	1	3	9	1年	令和4年4月	—	—	—	—
72	スポーツ推進審議会	生涯学習課	スポーツ推進審議会条例	10	3	10	7	3	30%	3	30%	0	1	2	0	2	3	2	0	10	0	0	0	2年	令和6年2月	○	—	—	○
73	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3	10	4	6	60%	3	30%	0	0	1	0	2	4	3	0	4	6	0	0	2年	令和5年11月	○	○	—	—
74	公民館運営審議会	公民館	公民館条例	10	3	10	6	4	40%	3	30%	0	0	0	0	4	3	3	0	6	3	1	0	2年	令和5年9月	○	○	—	—
75	公民館企画実行委員の会議	公民館	公民館条例	29	29	29	20	9	31%	29	100%	0	0	0	2	1	11	15	0	9	12	8	0	2年	令和4年7月	—	—	—	○
				計	865	171	814	527	287	35.3%	161	19.8%	0	6	52	132	220	175	141	88									
				※定数上公募0を除く計	553	171	520	318	202	38.8%	161	31.0%	0%	1%	6%	16%	27%	21%	17%	11%									

312 0 294 209 85

休会中(改選中含む)

N0	附 属 機 関 等 の 名 称	担 当 課	根 拠 条 例 等	定 数		現 委 員 数						委 員 年 代 別 内 訳								委 員 の 任 期 数				任 期	次 期 改 選 予 定	公 募 方 法											
				委 員	う ち 公 募	合 計	男 性	女 性	女 性 割 合	う ち 公 募	公 募 割 合	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不 明	1 期	2 期	3 期	4 期 ~			論 文 作 文	面 接	書 類 審 査	他								
1	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例施行規則																																		
2	特別職報酬等審議会	職員課	特別職報酬等審議会条例																																		
3	東小金井駅北口まちづくり協議会	区画整理課	東小金井駅北口まちづくり協議会設置要綱																																		
4	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例																																		

令和4年度市民参加状況調査

1 パブリックコメント

事業	担当課	公募期間	概要
産業振興プラン策定	経済課	令和4年1月～2月	1人、1件の意見提示があった。
小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例(案)・小金井市緑化に関する指導等基準(案)	環境政策課	令和3年11月	意見なし
(仮称)小金井市気候非常事態宣言(案)	環境政策課	令和3年9月	22人47件の意見提示があり、一部反映した。
小金井市成年後見制度利用促進基本計画	地域福祉課	令和3年4月	2人15件の意見提示
障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例(案)に対する意見募集	自立生活支援課	令和3年10月～11月	12人18件の意見提示があり、一部反映した
のびゆく子どもプラン 小金井(第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画)(令和4年3月改定)	子育て支援課	令和4年1月11日～2月10日	6人(延べ7人)32件の意見提示があり、一部反映した。
子どもオンブズパーソンの基本的な考え方	児童青少年課	令和3年5月～6月	17人60件の意見提示があり、一部反映した
都市計画マスタープラン策定	都市計画課	令和3年12月～令和4年1月	314人430件の意見提示があり、一部反映した
交通安全計画策定	交通対策課	令和3年12月～令和4年1月	2人2件の意見がありました。
(仮称)小金井市教育支援センター基本構想(案)	指導室	令和4年2月24日～3月25日	検討結果の公表は6月予定
小金井市図書館基本計画策定	図書館	令和4年2月3日～3月2日	15人65件の意見提示があり、一部反映した
小金井市第4次食育計画策定	健康課	令和3年11月～12月	1人9件の意見があり、一部反映した。
公共施設等総合管理計画改定	企画政策課 (公共施設マネジメント推進担当)	令和4年2月～3月	13人22件の意見提示があり、一部反映した。
国土強靱化地域計画	企画政策課	令和4年1月～2月	7人15件の意見提示があり、一部反映した
小金井市住宅マスタープラン(案)及び小金井市マンション管理適正化推進計画(案)	まちづくり推進課	令和3年12月～令和4年1月	1人2件の意見があり、一部反映した。

2 意向調査・アンケート

事業	担当課	実施期間	概要
市長への手紙	広報秘書課	令和3年6月	郵送で無作為抽出した2,000人に送り、537件の回答を得た。
子どもオンブズパーソン設置に向けた子どもアンケート	児童青少年課	令和3年6月	WEB及び会場で実施し、高校生までの子供329人から回答を得た。
図書館基本計画策定に係る市民アンケート	図書館	令和3年8月23日～8月13日	郵送で無作為抽出した2,500人に送り、865件の回答を得た。
図書館基本計画策定に係る市民アンケート(児童、生徒)	図書館	令和3年9月6日～10月4日	市内の市立小中学校に通う小学5年生及び中学2年生全員を対象に学校経由で実施。小学生924件、中学生674件の回答を得た。
来館者アンケート	図書館	令和3年10月20日～11月21日	図書館全館で実施し、160件の回答を得た。

3 ワークショップ

事業	担当課	実施時期	概要
都市計画マスタープラン市民協議会	都市計画課	令和3年6月25日、26日	都市計画マスタープラン策定のための意見を聞くために実施。講座形式で行い、25人が参加した。
ココバス再編事業第二回地域懇談会	交通対策課	令和3年8月28日、9月4日	市内在住の16歳以上を対象に、ココバス再編計画策定のための意見を聞くために実施。小グループごとにワークショップ形式で行い、33人が参加した。

4 市民説明会

事業	担当課	実施時期	概要
子どもオンブズパーソン説明会	児童青少年課	令和3年6月23日	子どもオンブズパーソン設置にあたり開催し、29人が参加した。
都市計画マスタープラン市民説明会	都市計画課	令和3年12月22日、25日、26日	都市計画マスタープラン策定にあたり開催し、34人参加者があつた。
市民説明会	図書館	令和4年2月13日	図書館基本計画策定にあたり開催し、3人参加者があつた。
市民説明会	図書館	令和4年2月16日	図書館基本計画策定にあたり開催し、1人参加者があつた。
障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例(案)についての市民説明会	自立生活支援課	令和3年9月22日 令和3年9月25日	障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例(案)制定にあたり2回開催し、計16人の参加者があつた。

5 その他

※市長への手紙・メール、投書箱、町会・自治会等からの意見収集 など。

※いわゆる「市民協働」は除いてください。

事業	担当課	実施時期	概要
市民の声	広報秘書課	通年	メール・手紙・投書・聴取等にて意見・要望を485件受け付けた。
CoCoバス再編事業に係る東町地域会議	交通対策課	令和3年8月30日、9月22日、10月29日	東町地域のルート案を検討するため、要望書の提出者(団体)、自治会・町会の代表者、公募の市民を構成員とし、ファシリテーターによる進行により協議を行い、延べ25人が参加した。
利用者の声	図書館	通年	図書館内設置に投書箱を設置。

理想の市民参加-市民参加の更なる推進に向けて-

第 8 期市民参加推進会議の提言

I はじめに

第 8 期市民参加推進会議（以下「第 8 期推進会議」という。）は、令和 2 年 7 月から令和 4 年 6 月まで 7 回の会合をもち、「理想の市民参加」に向けた更なる市民参加の推進のための方策について審議した。

市民参加条例にもあるとおり、市政の主役は市民であり、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方と市民の暮らしは大きく変わってくるものである。市民参加の主たる目的は、市民が主体となって地方自治体を運営し、その望むところ・意見を積極的、的確かつ迅速に市政に反映することにある。

市民参加にあたっては、市民と市とが協働するとともに、広く市民の意見を反映させる必要がある。市民参加なき市政や当事者意識なき市民参加は、市民自らが望む生活を放棄することにつながる。このため、市民は市政に対して当事者意識を持ち、「自分事」として、自らの住む小金井市について考えることが必要であり、ひいては市民の望む暮らしと市政を実現するためにも、市民参加を更に推進していかなければならない。

II これまでの経緯

市では、これまで、附属機関等への市民参加を促進するため、公募による市民参加の手法を整備するとともに、無作為抽出の活用など市民の市政への参加機会を拡充してきた。

一方、附属機関等を通じて市民参加をする市民は高齢者層が中心であることを受け、第 5 期推進会議から第 7 期推進会議においては、議論の焦点を「若者の市政参加」に当ててきた。すなわち、第 5 期推進会議では、その具体的な手法としてワークショップや若者討議会の実施、市の会議体への若者分科会の設置、第 6 期推進会議では、ワークショップの運営や広報、フィードバックについての提言を行った。そして、第 7 期推進会議では、「若者の市民参加」を促進するためのワークショップの運営方針について提言を行ってきたところである。

これらを踏まえ、第 8 期推進会議においては、更に市民参加を推進していくため、前提として市民参加の理想像について検討した上で、課題とその解決策をとりまとめ、以下の提言を行う。

III 提言

1 前提（市民参加のあり方・目的・理想像等）

第8期推進会議では、改めて本市における市民参加の現状を整理することで、その前提となる「市民参加のあり方・目的・理想像」等について議論を行った。

(1) 「市民参加」概念についての認識と今後の課題

- ① 「市民参加」とは、どのような場合に求められ、何を求められているのかについては、様々な場面があり得る。

例えば、市が特定の課題を既に認識していて、市民に意見を求める場合がある。これに対して、市が特段には積極的かつ具体的な課題としては認識がなかったとしても、市民側が日常の身の回りの問題やトラブルなどを通じて、市に対して問題把握から解決までを働きかける場合も考えられる。このように、市民参加が必要となる対象（場面・内容）は、問題の認識・解決へ向けた議論・解決策の実行等の各段階と、様々な状況があるにも関わらず一律に論じられてしまっているのではないかと、との指摘がある。

- ② 「市民参加」がもとめられる対象（場面や内容）について、市と市民とは協働すべきところ、両者の間で相互の意思疎通が円滑かつ的確には出来ていないことがある。

特に、市民側からすると、「市民参加として自分にどんな役割が期待されているのか」が明確でないために市民参加が進まないのではないかと、との指摘がある。

- ③ さらに、市民の意見を市政に反映していくためには、どのようなタイミングで、どのような意見を聞く必要があるのかを明示する必要があるのではないかと、との指摘がなされる。すなわち、市民の意思がせつかく示されたとしても反映できない場合があり得る。かかる事態を防止するためには、「市民参加」をもとめる場合に、適時かつ適切にその目的や内容を市民に伝えることが必要となる。

例えば、市政の計画策定初期においては、課題について市民の意見を幅広く自由かつ抽象的にでももとめる場合がある。これに対して、解決素案作成後のパブリックコメント段階のような、課題解決の施策がより具体的かつ集約されて進行している場面においては、それ以降に反映できる市民の声の範囲は、場面にあわせて具体的かつ限定的になり得る。このような場合には、市民の声が活用できるように市民参加の内容を明示するとともに、たとえ寄せられた市民の意見が反映自体は困難であっても、その意見自体は将来へ活かす対応をとるべきではないかと、適時な市民参加のあり方と反映されなかった市民の意見の取扱いが課題になり得る。

- ④ 市民参加をする「市民」の意見において、表面に出てきにくく反映しづらいのは、市民の中でも「サイレント層」であり、ここに工夫が必要ではないか、との指摘をうける。

なお、前提として、市民には様々な立場・意見があり、その多様性・個性はすべて尊重すべき点は確認される。市民の意見をもとめるにあたって、市民は従来的にくくられがちな性別や世代等のみならず、ライフステージ・市政への関わりに対する意欲程度・場面・事案等々によ

って個人の意見を異にするものであることから、市民を安易にカテゴライズすることには注意を要する。

- ⑤ これらを踏まえ、市民参加をする「市民」が意見を述べる時、どのような立場で意見を述べるべきかについては、市民の負担が大きくなる可能性もあり、議論があり得る。市民参加とは、市民が市政に対して個人の意見を自由に述べることにより市政と暮らしの発展に寄与するとともに、さらに、自身や自身が所属する集団以外の「市民全般」のために「市民を代表」して「市民参加」することまで求めるかは、検討の余地がある。

(2) これらの問題意識をうけ、第8期推進会議においては、提言の前提として、第一に市民参加を推進させる対象を、第5～7期推進会議のように特定の世代（若年層）に限定せず、これを包含するより幅広い世代とすることにより、市民参加の裾野を拡大させることを目標として、第二に市民の暮らしやライフステージ等における立場意見の多様化や個性化を念頭に、第三にコロナ禍を含む時代にあうことを留意しつつ、第四に更なる市民参加を推進して、これを市政へ忠実に反映していくために、適時かつ適切な市民参加が可能なシステムないし環境の構築と整備が必要になること、等を認識した。

2 現状と課題

上記の問題意識を踏まえ、第8期推進会議では、より具体的な市民参加における「課題」が抽出された。

(1) 市民が市に対して意見を出しやすい、出したくなる仕組み作り

■現状と課題

市民参加においては、市民の声を市に届ける環境やシステムが不可欠であるところ、

- 市民が何か意見を出したい時に、どこを窓口として、どうしたらよいか、その手段がわからない。
- 市民が市政に対して様々な意見を表明・発信できるような、場所・ツールがない。あるいは、その場所・ツールがあったとしても、市民が簡便には認識できていない。また、時代に即した場所・ツールが不足している。
- 市民が意見を出した場合に、意見の「その後」がわからない。すなわち、市民は自身の意見が市政への反映がなされるか否か、反映が困難だったとしても市の「受け止め」が示されないと、「意見を出しても何も変わらないのではないか」という市民参加への意義に対する不安と疑問が根底的に生じて、市民参加へ消極的になり得る。
- 附属機関などにおいては、市民側には「こんなことを言ってもいいのかな」という不安があり、

これを払拭する必要がある。

(2) 市から市民への情報発信

■現状と課題

市から市民へは、市政をよりよくするための課題やその解決における市民の声の集約など、市からの情報発信が必要であるところ、

- そのツールにおいては、従来どおり市報等の紙媒体での情報を好む人、また手軽にSNSで情報にアクセスしたい人等、多様なニーズがある。
- 市から市民参加がもとめられ、あるいは自発的な市政への参加機会があること自体を、市民が知らない環境であることが考えられ、周知が十分されているのか危惧される。
- 市から市民への情報発信は、第一段階である市民の声の募集のみならず、第二段階ともいうべき市民から意見が出された後に、それがどのように市政に反映されたのか、その後、市がどのように市民の声を認識したのかという点について、市から市民へのフィードバックたる「一見して分かるモノ」がなく、市民にとっては自身の声の有効活用や意義についての疑問が拭い去れない。

(3) サイレント層へのアプローチ—市民の市政への関心とその表明の多様化—

■現状と課題

市民の市政に対する興味関心の内容、程度、その表現への意欲は、市民各人によって異なる。市民参加においては、附属機関の委員に着任するなどの市民からの能動的な市民参加があった場合はもちろん、たとえかかる積極的な市民参加がないような所謂「サイレント層」と呼ばれる受動的な態度である市民も含めて、より多くの市民の声を市政に反映することが望まれ、これを可能とする環境整備がもとめられるところ、

- 一概に「サイレント層」と言っても、市政へサイレントである場面と理由は様々であり、その状況に応じた対応が必要となる。

例えば、サイレント層の市民のうち、意見は持っているが何かしらの理由で意見を出さない場合(出せない場合)については、その原因を可能な限り解消する必要がある。これに対して、市民の中にはそもそも意見がない場合や意見をやる気がない場合もあり得て、市政から距離を置き、「そっとしておいてほしい」と希望する人までに、意見を出すように強制することは不必要であることにも留意が必要である。サイレント層へのアプローチにおいては、サイレント層の中でも、意見を出してもいいと思っけていても意見を出すことができない市民に対して、どのようなアプローチをしたら意見・思い受け取ることができるかが課題である。

(4) 市民と市政の「自分事」「当事者意識」

■現状と課題

市民参加を通じて市政運営のあり方と市民の暮らしが大きく変化するため、市民参加は市民にとって、自らの暮らしに直結するものであるところ、

- 市民が市政を「自分事」「みんな事」として捉えることが出来る場合と出来ない場合の双方が存在する。市民と市政の距離が遠い状況、市政を「自分事」として捉えられない場合を解消することが求められる。
- 市民が市への誇りや愛着がない場合には、市政への無関心に繋がりやすい可能性がある。

3 課題を受けた提言

以上のような課題に対する解決策として、以下のとおり提言する。

市民と市とが協働して、市民参加を更に推進する環境として、

(1) 市民の意見に対する市のフィードバックについての「見える化」を徹底させ、市民の声と市政とが循環する環境作りを促すべきである。

市が、①市民の意見が集約されたかについて市民全体と共有したうえで、②市民の意見が市政に反映されたか否か、③市政に反映されなかったとしても市がどのように受け止めたか、④今後どのように活用するか等を示すことにより、市民が自身らの声を市へ届けることが市政の基礎となっていることを認識できるようになる。また、市民の声が、現時点での市政に直接には反映されなかったとしても、未来の市政に間接的には反映されることを期待でき、更なる市民の意見の深化を通じて、市民の声と市政への反映を循環させることができるようになる。

(2) 市民の意見を出しやすい環境作りをする。具体的には、

- ① まず、市民参加の前提かつ基本に立ち返り、その意義についての理解を一層広め深めるため、市民参加条例について市民への改めての周知徹底等を図る。
- ② 市民参加を適時かつ適切な内容とするため、時代に即したSNSの活用や二次元コードの利用など、市民が意見を簡単に出すことができるツールの充実を図るべきである。また、そのツールの種類についても、市民への周知を徹底するため、継続的な広報を実施する。
- ③ 市民の意見を聞くためのツールおよび手法（パブリックコメント募集、アンケート、附属機関への着任等）は、市民参加の課題や集約すべき市民の対象に適するように、多様化させる工夫が必要である。ツールについては、例えば、若年層の意見が必要であるときには、特に SNS 等

の電磁的な手法をもとめる。

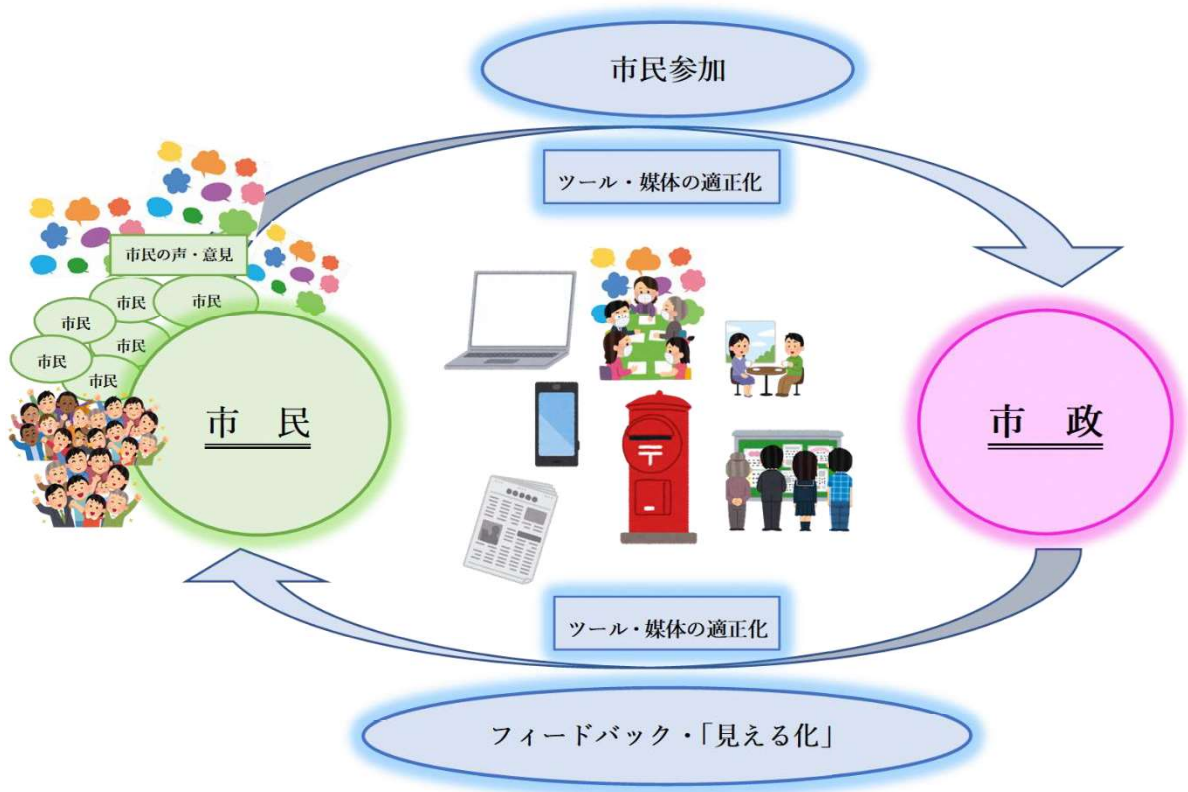
- ④ 市民意見の集約方法においては、市民の生活スタイルや生活動線（導線）など多岐にわたるため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を含む市民サービス向上を目指して、意見集約の対象層に合わせて、市からの発信について多様な手段を備えることを提言する。なお、窓口（アカウント）やツールが重複して複数個あり煩雑になり得る場合には、統一化や整理も必要とする。
- ⑤ 市民参加にあたっては、市民がいかなる意見も安心して自由闊達な意見が出るような「場」作りが必要である。コロナ禍を通じて、オンライン市民参加のように、衛生上の安全性や物理的な参加の簡便性への配慮は進んだ。ただ、意見を出しやすい環境としては、それ以上に、意見を出す「場」を構成するメンバー同士の「雰囲気づくり」が不可欠であり、この継続的な改善が必要である。
- ⑥ 市民参加にあたっては、サイレント層を含む市民が課題を「自分事」「当事者事」として捉えられるようにすることを求める。

特に、能動的な行動を行う積極的な市民参加（例えば、市民自身から市への「自身の日常生活から市に解決してほしい課題」の発起）のみならず、サイレント層のような市民参加に消極的な市民であっても声を市政へ反映させる行動がとれるようにすべきである。そのためには、市民参加の対象となる課題の内容（市が市民に対して何に困っているのか、何を問題としているのか等）や解決方法について、「具体性」を意識していくべきである。例えば、解決方法についての市民の声の集約にあつては、具体的に、問題・場面設定・解決方法の選択肢の提示等を設定することで、市民側に大きな能動性を不要として、市民が煩雑なことをせず簡便な意思表示のみで市民参加をすることを可能となる。これにより、幅広いライフスタイルの市民層に市政を「自分事」と捉えられる意識の醸成ができ、市政参加が可能になると考える。

IV おわりに

第8期推進会議がイメージする「理想的な市民参加」は、基本的な「市民参加」への市民の理解を改めて広め深める基礎とする。そして、具体的な促進のためには、立場や意見が多様化したサイレント層をも含む現代の市民の声を市政に忠実に反映させることを目的として、ターゲットや内容等に応じて適時適切にツールや媒体を駆使することによって市民の意見を集約のうえ市政に反映して、その結果や過程の「見える化」を図り、市民へのフィードバックを充実させる。これにより、市民と市政の循環と一層の相乗効果が生まれることを想定する。

当事者意識ある市民とこれに応える市政とが循環することにより、「理想の市民参加」の実現が少しでも推進され達成されることを期待する。



令和 4 年 6 月 2 7 日

小金井市長 西 岡 真一郎

市民参加条例第 2 7 条第 1 項の規定に基づく提言に対する
市長の意見について

市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）では、「理想の市民参加」について令和 2 年 7 月 1 5 日から議論を重ねられ、令和 4 年 6 月 1 日付けで「理想の市民参加-市民参加の更なる推進に向けて」を提言されました。

この提言に対し、市民参加条例第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 市民の意見に対する市のフィードバックについての「見える化」を徹底させ、市民の声と市政とが循環する環境作りを促すべきことについて

市ではこれまでも市民等からいただくご意見に対して個別に回答しており、市のフィードバックを「見える化」することは、市民参加を進める上で重要と考えます。市民から寄せられた「市長への手紙」、広聴及び各課窓口へのご意見等、順次検討して実施してまいります。

「市民の声と市政への反映を循環させる」ことにつきましては、改めて循環が市民目線に進むよう取り組んでまいります。

2 市民の意見を出しやすい環境づくりについて

(1) 市民参加条例について市民への改めての周知徹底等を図ることについて

市では、市ホームページ等を通じて市民参加条例について周知しております。

「市民の意見を出しやすい環境作り」の基礎として、市民参加条例の周知徹底が

必要であるとの提言の趣旨を踏まえまして、改めて継続的に、市報や市ホームページ等を通じて周知します。

(2) 時代に即したSNSの活用や二次元コードの利用などのツールを充実すべき点について

現在、市ではSNSについてはツイッターを運用しており、二次元コードについても一部のチラシ等で活用してまいりました。

したがって、市民参加の課題や対象となる市民に適するように、時代に即した新たなSNSツールの活用や二次元コードの利用等、更なる充実を図ってまいります。

(3) 市民の意見を聞くためのツールおよび手法（パブリックコメント募集、アンケート、附属機関への着任等）は市民参加の課題や集約すべき市民の対象に適するように、多様化させる工夫が必要なことについて

(4) 市民意見の集約方法において、デジタルトランスフォーメーション（DX）を含む市民サービス向上を目指して、対象者層に合わせて市からの発信について多様な手段を備えることについて

市では、現在、パブリックコメント募集の際には、郵送、ファクス、市ホームページ専用フォーム等にて実施しています。アンケートは郵送、附属機関の委員等への委嘱は原則として対面で文書にて行っております。

提言を踏まえて、若年層等多様な方々へのSNS活用等、デジタルトランスフォーメーションにつきましても効果的なツール及び手法を研究してまいります。

また市では、意見の集約について、郵送、電子メール、ファクスを活用しております。提言を踏まえて、対象者に合わせた市からの発信について、効果的と考えられるものについて、手段の多様化や効果的な手段の拡充を図ってまいります。

(5) 市民がいかなる意見も安心して自由闊達な意見が出るような「場」作りについて

審議会等をはじめとする各種の会議において、参加者の自由な発言が妨げられることのないよう引き続き、安心して自由闊達に意見できる雰囲気づくりに向けて、職員研修等に取り組みます。

審議会等においては、委員長や会長が進行をされる部分が多くあります。安心して自由闊達に意見できる雰囲気づくりに向けて、場づくりの方法について研究し、審議会等において取り組まれるように図ってまいります。

- (6) 市民参加にあたっては、サイレント層を含む市民が課題を「自分事」「当事者事」として捉えられるようにすることについて

市民参加を進めていくうえで、サイレント層が「自分事」「当事者事」と考えていただけるようにすることは、重要な課題であると受け止めております。

「具体性」を意識すること及び簡便な意思表示のみでの市民参加手法等、提言の趣旨を踏まえて取組を検討してまいります。次期市民参加推進会議においてもご議論いただけるようにと考えております。